

旭川地方法務局管内 遺言書保管所一覧

【北海道の内】

旭川市／留萌市／稚内市／紋別市／士別市／名寄市
／深川市／富良野市／雨竜郡／増毛郡／留萌郡／
苫前郡／天塩郡／宗谷郡／枝幸郡／礼文郡／利尻郡

・上川郡の内

鷹栖町／東神楽町／当麻町／比布町／
愛別町／上川町／東川町／美瑛町／
和寒町／剣淵町／下川町

・空知郡の内

上富良野町／中富良野町／南富良野町

・勇払郡の内

占冠村

・中川郡の内

美深町／音威子府村／中川町

・紋別郡の内

滝上町／興部町／西興部村／雄武町

旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎西館4階

旭川地方法務局供託課

☎0166-38-1167

名寄市西1条南11丁目1番地5

旭川地方法務局名寄支局

☎01654-2-2349

紋別市花園町2丁目2番4号

旭川地方法務局紋別支局

☎0158-23-2521

留萌市大町2丁目12番地 留萌地方合同庁舎2階

旭川地方法務局留萌支局

☎0164-42-0492

稚内市末広5丁目6番1号 稚内地方合同庁舎1階

旭川地方法務局稚内支局

☎0162-33-1122

この表に記載されている市町村であれば、旭川地方法務局管内のすべての遺言書保管所で、遺言書の保管申請をすることができます。

例えば、旭川市にお住まいの方が稚内支局に保管申請をすることも可能です。

ただし、遺言書の保管がされると、遺言書原本は、保管申請をした遺言書保管所に保管されるので、**原本の閲覧や保管の撤回をする場合、必ずその遺言書保管所で行うこととなります。**

また、2通目以降、**追加で遺言書の保管の申請をする場合も、同じ遺言書保管所に対して申請しなければなりません。**

